

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	環境部 環境政策課	
許 認 可 等 名	墓地等の経営の許可	
根 拠 法 令	墓地、埋葬等に関する法律	
根 拠 条 項	第10条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5206)	
審 査 基 準	基 準	<p>1 徳島市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 別紙のとおり  (1) 第2条 墓地等経営許可申請書の添付書類  (2) 第5条 墓地等の経営等の許可基準  (3) 第6条 申請書その他の文書様式</p> <p>2 徳島市墓地等の経営等の許可等の事務処理要領 別紙のとおり  (1) 第2条 墓地等経営許可申請書の添付書類  (2) 第9条 申請書の様式</p>
	参 考 事 項	徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 30日 (休日を含む)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)